

本市の対応について

まん延防止等重点措置の解除に伴い、感染防止と社会経済活動の両立を考慮した上で、本市は、業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じて、市民利用施設は、原則開館、市主催・共催のイベントについては、開催する。

期 間 令和4年3月22日（火）から
 利用時間 通常の開館（開催）時間とする
 利用制限 収容定員の制限等については以下のとおり（※1）

		施設の収容定員		
		5,000人以下	5,001～10,000人	10,001人以上
大声なし	安全計画の策定あり（※2）	収容定員まで		
	安全計画の策定なし（※3）	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで
大声あり（※3）		収容定員の半分まで		

（※1）細部については、県の要請のとおり

（※2）「参加人数が5,000人超」かつ「大声なし」のイベントについて
 感染防止安全計画を作成し、県に確認を受けること

（※3）感染防止安全計画を作成しないイベントについて
 計画を策定しないイベントについては、県が定める「チェックリスト」様式に
 感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること